

令和7年第1回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年1月27日(月) 午前9時00分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外薗健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園宗男
串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (4番 川畑千秋 委員 ・ 5番 西美香 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法について
日程第2 報告議案第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について
日程第3 議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について
日程第4 議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について
日程第5 議案第3号	農用地利用集積計画案・中間管理法一括方式(6件)について
日程第6 議案第4号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

会議の概要

主幹 おはようございます。ただ今から、令和7年第1回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。本日は傍聴人が1名いらっしゃいますので、よろしくお願ひします。まず始めに会長よりあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

主幹 会長ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくお願ひします。

議長 それでは私の方で進めさせてもらいます。議事に入ります前に、本日の委員の出席状況について、事務局の方から報告をお願いします。

主幹 農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員数12名、全員出席で過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も出席されていますことを、報告いたします。

議長 それでは会次第に基づきまして進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思いますが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。それでは、今回の議事録署名委員に、4番 川畑千秋 委員と、5番 西 美香 委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。それでは早速議事に入ります。

日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(基盤強化法)分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は5件7筆6,342㎡です。耕作者と一緒に農作業を行う家族の体調不良のため、経営面積縮小のための解約です。今後は地域で新たな耕作者を決めていらっしゃる

るようですので、契約につきまして使用貸借で借りられるように西委員に所有者との調整をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局の方から説明がありました。5件7筆 6,342 m²で、1人の方が経営規模縮小のために合意解約ということです。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。私の方からいいですか。〇〇さんは、長年この生福で焼酎用の芋を作られているんですけど、今県内で流行っている基腐病の関係は、この地域でも出ていたんでしょうか。

棚町主査

はい。

議長

事務局どうぞ。

棚町主査

今まで耕作をされていた〇〇さんにお尋ねをしましたところ、やはりそういう病気が出ておりまして、なかなか対処が難しかったということをおっしゃいました。

議長

後の耕作者を探すについても、そこら辺りも若干配慮をしないと、せっかく作っても病気が入ることになりますので。違う作物であればいいのかも知れませんが、さつまいもではそういった病気が入る可能性があるというのは、良く頭に入れた上で、次の耕作者を探す必要があると思います。西委員の方から特にないですか。

西委員

今の所、連絡が取れた方は了承をもらっていたり、1名の方は今後自分で耕作をされるという方もいらっしゃいました。まだ連絡が取れない所が数件あります。

議長

新たな耕作者の予定があるということですか。

西委員

そこも、使用貸借で貸してもらえるかということと、何を作るかは使用人が決めてもいいですかということの了承は得ているんですけど、今の所それは生野の〇〇さんが新しい耕作者を探してくれると言っています。

川畑委員

空けば、〇〇さんの方がレタスを作る場所を探しているのもあります。それも3〜4反あればいいんじゃないかな。今のこの面積がちょうど合致するくらいあればいいんじゃないかなと。自宅も近いですから。そういう話しも出ています。

議長

またよろしくお願いします。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですのでお諮りします。日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知5件7筆 6,342 m²については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、通知のあったとおり受理することと決定いたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は2件2筆 1,706 m²です。2番は後程11ページの日程第5議案第3号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案(一括方式)の4番で、契約形態を賃貸借から使用貸借へと変更し、現在の耕作者と契約を結ぶための、借人と貸人からの合意解約です。1番は、いちき串木野市の差押で、公売物件となるための解約です。借人と貸人からの合意解約になりますが、公売会への参加希望者はいらっしゃらないようです。この農地の管理につきましては、今後税務課と協議をしていこうと考えております。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回は2件です。1件は市税の滞納による公売に係る案件で、合意解約になるということです。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分2件については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知2件につきましては、通知のあったとおり受理することで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件です。2件について事務局の説明、そして現地調査の報告が終わった後に、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。譲受人は83歳と高齢ですが、近くに住む娘夫婦と一緒に農業をされます。現在相対で耕作をしていらっしゃる方のビニールハウスも貰い受けて、野菜を栽培されるそうです。調査は【正】を川畑委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、1月21日午前9時25分より行政書士、西委員と私で調査をしましたので報告いたします。場所等につきましては資料の3ページ～4ページを参照してください。譲渡人は県外在住で、今後移住や耕作が困難であるため、いどこである譲受人に贈与されとのことです。譲受人は、現在あるビニールハウス内でトマト、なす、きゅうり等を、ハウスの外では白菜、キャベツ等葉物野菜を栽培し、自家消費される計画です。労働力は常時1人ですが、植付けや収穫等必要な時には娘夫婦と作業をされとのことです。農機具は中耕機、刈払機、散布機等保有されています。通作距離は約8kmです。私どもの調査では、問題はなく耕作されると判断いたしましたが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

5ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。現在も譲受人が相対で耕作をしていらっしゃいます。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を西

村委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 3番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について報告いたします。調査は1月22日午前9時から行政書士、西村委員、私で行いました。5～6ページをご覧ください。譲渡人から譲受人への譲渡です。申請地は農用区域内農地です。譲受人は現在申請地の耕作をされています。作物は主に水稻、さつまいもを植えておられます。農作業は2人で行っております。農機具保有状況はトラクター、コンバイン、乾燥機、管理機等です。自宅からは約2kmです。譲受人は労働力、農機具ともあり、今後も耕作をされると判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今2件について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず3ページ、4ページのNo.1について、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようでございます。次に5ページ、6ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回は2件ですが、この2件についてはいずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件です。2件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。7ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域をまたいだ農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。1月21日午前8時50分より、代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と調査を実施いたしました。資料の7～8ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種住居地域、第1種中高層住居専用地域です。現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請です。東側の田は、現況は未耕作です。西側と南側は道路、北側は宅地です。被害防除計画として擁壁を設け、2m程度の緑地・緩衝地を設けます。用水計画としては公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水雑排水は合併浄化槽で処理します。資金調達は銀行の住宅ローンを利用します。備考欄に添付書類が記載されています。私どもとしては、何ら問題は無いと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。9ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで手狭であり、また、機械修理サービスの事業を営んでおりますが、妻の実家を3帖程借りて事務所としており、こちらも手狭であるため、申請地を買い受けて住宅兼事務所を建築したいための申請であります。一般住宅として500㎡を超えておりますが、住宅兼事務所であること、来客用駐車場として4台、事業用の駐車場として4台必要とのことで、理由書が添付されております。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2につ

いて、1月24日午前9時30分より行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査を実施しましたので報告をいたします。資料は9～10ページを参照してください。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域であります。転用目的は、現在借家住まいのため申請地を買い受けて、住宅兼事務所を建築したいための申請です。許可後6月に着工予定です。周囲には南側に田がありますが、境界より10m以上空けて日照に配慮します。用水は公共上水道、雨水排水は道路側溝に放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に放流予定です。土砂の流失崩壊防止策として、境界にブロック積みをする予定です。付近の状況は東側と西側は道路、北側と南側は宅地です。被害防除計画書他の添付書類については、備考欄に記載してあります。私どもとしては何ら問題は無いと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしく願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただ今2件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず7ページ、8ページのNo.1について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次に9ページ、10ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。ちょっと質問をしてよろしいでしょうか。住宅兼事務所ということですが、建物自体は何㎡位あるんですか。

松原主査

建物は、205.36㎡です。

議長

駐車場は何台分確保される予定でしょうか。

松原主査

駐車場は、来客用として4台、事業用の駐車場として4台の計8台を予定しています。

議長

ありがとうございます。皆さんの方から他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請今回は2件ですが、2件につきましてはいずれも申請のとおり許可

することで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第3号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございますが、ご退席をお願いいたします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

11 ページをご覧ください。日程第5議案第3号令和7年3月31日開始の農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてです。新規で6件8筆 6,833 m²です。4番は先程2ページで合意解約のご審議をいただき、現在の耕作者と使用貸借で契約をするための申請です。所有する農地のある方は、所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。所有する農地の無い方は、借入地を全て耕作しておられます。よろしくお願いします。

議長

今回は6件の計画案になります。4番は、先程日程第2で審議していただきました、合意解約をした案件です。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第5議案第3号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）につきましては、11 ページ掲載の内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第5議案第3号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）6件8

筆 6,833 ㎡につきましては、11 ページ掲載のとおりの内容で決定いたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第6議案第4号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

篠原主幹

資料は 12 ページになります。日程第6議案第4号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてご説明申し上げます。農業委員会の不祥事がないように、すべての農業委員会で法令等を遵守する申し合わせについて、決議を求めるものであり、昨年1月の農業委員会総会にて実施したもので、令和2年度以降、年1回以上実施するようにとのことです。本市農業委員会においても、公正、公平に職務を遂行し、法令などを遵守する申し合わせについて、案のとおり決議を求めるものです。申し合わせについて読み上げます。

（申し合わせ読み上げ）

なお、次のページに最近の農業委員会関係での法令違反の実際の例が記載されています。例えば②農地法違反のところで、平成30年10月大阪府羽曳野市の事例ですが、農業委員及び事務局職員が、不動産会社が農地を無断で駐車場に転用すると知りながら農地の手続きを進めたとして、農地法違反のほう助の疑いで書類送検とあります。おそらく明確な工期が決まっていなかったため3条申請をしたのかなと思われるのですが、こういった事のないようにきちんと申請をして頂く。また次のページに農業委員会法等に基づく適正事務実施についての資料がありますが、特に気を付けていただきたいのは、上の1にありますように秘密保持義務についてです。職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、委員を辞めた後も同様とあります。委員さんには、申請に伴う実態調査及び総会での議決、利用状況調査、意向調査、その他農地の貸し借りや耕作相談などにおいて、農地の近隣の所有者や耕作者等について聞かれる事も多いと思います。守秘義務上個人情報については慎重に扱わなければいけないと思いますが、問題解決していくためには、そのような事も情報として話をしないといけない場合もあると思われます。そのような時は、話すことで問題にならない、トラブル等にはならないと委員が判断した場合は必要と思われる情報は話をしなければいけないと思うところです。また、毎月の総会で審議をした事においても、総会后第三者に審議内容を話すことがないように、皆様には十分気を付けていただきたいと思います。以上です。よろしくお願ひします。

議長

ただ今事務局の方から説明がありました。毎年1月の総会であらた

めて決議をすることにしておりますが、13 ページ、14 ページの具体的な事例や、特に適正事務についての実施の内容についての説明をしています。何か皆さんの方からご質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それではお諮りします。日程第6 議案第4 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)につきましては、ただ今事務局の方から読み上げてもらいました12 ページ記載の内容で決議することで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6 議案第4 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)につきましては、12 ページ掲載の内容で決議することで決定いたしました。(案)の文字は消してください。合わせて、ただ今例がありました14 ページのところに書いてあります個人情報の秘密保持義務については、常に念頭に置きながら活動をしていただきたいと思います。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

•

•
